

入札参加資格要件一覧

工 種		《土木一式工事》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	550点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
②	10,000千円以上 30,000千円未満	村内業者	600点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
		管内業者	700点以上				
③	30,000千円以上 100,000千円未満	村内業者	700点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出
		管内業者	750点以上				
④	100,000千円以上	県内業者 準県内業者	750点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・土木一式工事件数 3件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 予定価格50,000千円以上の土木一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※4 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

入札参加資格要件一覧

工 種		《建築一式工事》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事実績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	900点未満	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
②	10,000千円以上 50,000千円未満	村内業者	600点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
		管内業者	700点以上				
③	50,000千円以上 100,000千円未満	村内業者	700点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出
		管内業者	750点以上				
④	100,000千円以上	県内業者 準県内業者	800点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・建築一式工事件数 3件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 予定価格50,000千円以上の建築一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※4 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

入札参加資格要件一覧

工 種		《電気工事》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	750点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	10,000千円以上 50,000千円未満	村内業者	600点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
		管内業者	650点以上				
③	50,000千円以上	県内業者 準県内業者	750点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・電気工事件数 3件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 予定価格30,000千円以上の電気一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※4 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

入札参加資格要件一覧

工 種		《管工事》		入札参加申請者資格			
区分	予 定 価 格	地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	750点未満	建設業法の規定に よる	建設業法の規定に よる	同種工事の実績がある こと。	提出
②	10,000千円以上 30,000千円未満	村内業者	650点以上	建設業法の規定に よる	建設業法の規定に よる	同種工事の実績がある こと。	提出
		管内業者	700点以上				
③	30,000千円以上	県内業者 準県内業者	750点以上	建設業法の規定に よる	建設業法の規定に よる	元請として同種工事の 実績があること。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・管工事件数 3件以内
- ※2 土木一式工事の許可を有すること。
- ※3 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※4 予定価格30,000千円以上の管一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※5 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられて

入札参加資格要件一覧

工 種		《舗装工事》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	500点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
②	10,000千円以上 30,000千円未満	村内業者	550点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	同種工事の実績がある こと。	提出
		管内業者	600点以上				
③	30,000千円以上 50,000千円未満	村内業者	650点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出
		管内業者	700点以上				
④	50,000千円以上	県内業者 準県内業者	700点以上	建設業法の規定 による	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・舗装工事件数 3件以内
- ※2 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※3 予定価格30,000千円以上の舗装一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※4 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

入札参加資格要件一覧

工 種		《水道施設工事（水道本管工事）》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1,300千円超 25,000千円未満	管内業者	850点未満	建設業法の規定 による	建設業法の規定に よる。ただし、主任 技術者及び監理技 術者は、水道法施行 令第4条第1項に 規定する布設工事 監督者の資格を合 わせて有する者。	同種工事の実績がある こと。	提出
②	25,000千円以上 100,000千円未満	村内業者	550点以上	建設業法の規定 による		元請として同種工事の 実績があること。	提出
		管内業者	600点以上		元請として同種工事の 実績があること。		
③	100,000千円以上	県内業者 準県内業者	600点以上	建設業法の規定 による	元請として同種工事の 実績があること。	提出	

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1,300千円以下の発注工事を除く。）・・・水道本管工事件数 3件以内
- ※2 建設業の許可業種・・・水道施設工事の許可があり、かつ、土木一式工事及び管工事の許可が必要。
- ※3 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。
- ※4 予定価格30,000千円以上の水道一式工事については、村建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定による共同企業体により入札に参加することができる。
- ※5 村 内 業 者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者
 管 内 業 者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者
 県 内 業 者：福島県内に本社若しくは本店を有する者
 準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者。

入札参加資格要件一覧

工 種		《水道施設工事（水道給水工事）》					
区分	予 定 価 格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	資格総合点数	許 可 (一般建設業・特 定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・監 理技術者の配置)	業者工事实績	価格内訳 書の提出 (契約後)
①	1, 300千円超	県内業者	—	建設業法の規定に よる	建設業法の規定に よる	同種工事の実績がある こと。	提出

- ※1 村発注工事の手持ち工事件数の制限（予定価格1, 300千円以下の発注工事を除く。）・・・水道給水工事件数 3件以内
- ※2 建設業の許可業種・・・水道施設工事及び管工事の許可を有し、かつ、湯川村簡易水道事業指定給水装置工事事業者であること。更に土木一式工事の許可を有すること。
- ※3 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。